

# 佐倉市地域公共交通計画の策定について

令和5年2月2日

# 次第

- 1 佐倉市地域公共交通計画の策定について
- 2 現行計画の内容・目標の達成状況について
- 3 計画見直しの方針について
- 4 基礎調査・アンケートについて
- 5 令和5年度のスケジュールについて
- 6 交通会議の組織の見直しについて

# 1 佐倉市地域公共交通計画の策定について

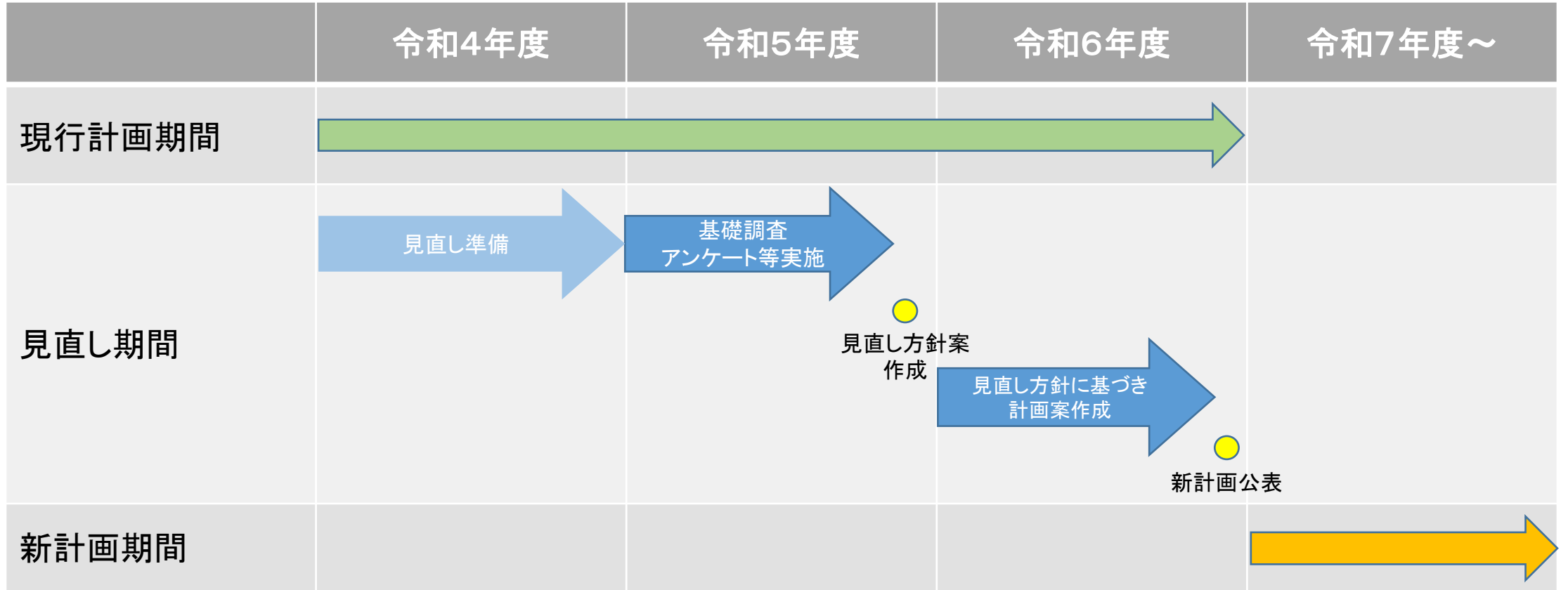
## (1) 計画策定の背景とその目的

- 持続可能な公共交通網の形成を目的として、2017年(平成29年)に佐倉市地域公共交通網形成計画を策定し、交通空白地域の解消などの公共交通に関わる課題に取り組んできました。
- 現行計画(第2次佐倉市地域公共交通網形成計画)が2024年度(令和6年度)末に計画期間を満了すること、また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「活性化再生法」という。)」が2020年(令和2年)11月に改正したことを受けて、新たな計画として、地域の運送サービスの持続可能な提供に係る基本方針である「佐倉市地域公共交通計画」を策定する必要があります。

市内の公共交通の利便性を向上させ、効率化を図り、少子高齢化などによる交通需要の多様化に対応した持続可能な公共交通体系へと発展させることを目的として策定します。

# 1 佐倉市地域公共交通計画の策定について

## (2) 計画見直し全体の流れ



## 2 現行計画の内容・目標の達成状況について

### (1) 現行計画の基本方針・目標

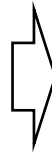
**将来像（基本方針）**

まちの骨格となる公共交通網が広がる都市 佐倉

市民をはじめ、来訪者の移動手段として、持続可能な公共交通網が広がるまちを目指します(第1次計画の将来像を継承)。

**推進体制**

「市民」「交通事業者」「行政」の3者の協働



**目標**

**目標1 様々な特性に応じた移動手段の確保**

- 交通空白地域への対応や、高齢者等の移動手段の確保、拠点へのアクセス向上への対応について、その地域や人の特性に応じた移動サービスを検討します。
- 対応課題

交通空白地域の存在      高齢者等の移動手段      拠点へのアクセス

**目標2 公共交通を利用したくなる環境創出**

- 自家用車から公共交通への利用転換を促していくために、公共交通を利用する際に抵抗を感じる事項を解消し、より多くの方々が公共交通を利用したくなる環境の整備を行います。
- 対応課題

高齢者等の移動手段      利用者の減少

## 2 現行計画の内容・目標の達成状況について

### (2) 現行計画の数値目標と達成状況

路線の新設、維持により、目標は達成できていると言えます。

#### 目標1 様々な特性に応じた移動手段の確保

指標		初期値	目標値 2024(R6)年度	現状値 2022(R4)年度
(1)	交通空白地域等の解消のために市が運行する路線数(路線)	4	5	5
		2021(R3)年7月にコミュニティバス飯重・寺崎ルート運行開始		
(2)	交通事業者が市内を運行するバス路線数(路線)	18	18	21
		2020(R2)年11月に山万株式会社によるユーカリが丘コミュニティバス運行開始		
(3)	まちづくりと連携した路線の新設(路線)	0	1	1
		2022(R4)年12月に城下町周辺地区循環バス運行開始		

## 2 現行計画の内容・目標の達成状況について

### (2) 現行計画の数値目標と達成状況

路線バスの路線数が増加したことにより路線バスの利用者数は増加していますが、コロナ禍前(2019(R1)年度)と比べて各公共交通の利用者数は減少しています。

#### 目標2 公共交通を利用したくなる環境創出

指標		初期値	目標値 2024(R6)年度	現状値 2021(R3)年度
(1)	コミュニティバスの利用者(人) (百人未満は切り捨て)	109,700 2018(H30)年度	149,900	101,000
(2)	運行している路線バスの利用者数(万人)(十万人未満は切り捨て)	470 2018(H30)年度	470	540 (新路線を除くと440)
(3)	タクシーの利用者数(人) (百人未満は切り捨て)	603,700 2018(H30)年度	603,700	511,600
(4)	公共交通機関の利用満足度(%) (小数点第一位を四捨五入)	29 2019(R1)年度市民意識調査	33	27
		市民意識調査で「市内の公共交通機関(路線バス等)は利用しやすいと思いますか」の質問に対し、「思う」「どちらかと思う」と答えた人の割合の合計値		

## 2 現行計画の内容・目標の達成状況について

### (3) 事業実施状況(目標1達成のための事業)

事業内容	実施主体	取組概要	進捗状況 2023(R5)1月
<b>事業1 交通空白地域の解消・拡大の防止</b>			
①交通空白地域の解消	市、交通事業者、市民	「一団のまとまりのある交通空白地域」に位置付けた飯重・羽鳥・寺崎エリアでの定時定路線型のコミュニティバスの導入(飯重・寺崎ルート)	導入済
		「点在する交通空白地域」での移動手段の確保の検討(事業2②、事業4、事業5④と連携)	検討中
②既存公共交通網維持のための取組	市、交通事業者、市民	市内に路線を持つ交通事業者への補助(赤字の生活交通路線の維持費補助、コロナ対策事業)	必要に応じて実施
<b>事業2 高齢者等の外出支援の検討</b>			
①要介護者や障害者等を対象とした既存の福祉施策の維持	市、福祉有償運送を実施している社会福祉法人等	1人での移動が困難な方に対する福祉施策の維持(福祉有償運送、福祉タクシー事業)	実施中
②高齢者や子ども等の外出支援の検討	市	「点在する交通空白地域」に住む方や、自家用車や鉄道、バスで移動できず、事業2①に該当しない方への外出支援の検討(事業5④、福祉施策と連携)	検討中
<b>事業3 まちづくりと連携したネットワークの構築</b>			
まちづくりと連携した路線の運行	市、交通事業者、市民、周辺施設	京成佐倉駅とJR佐倉駅に挟まれた区域の中の駅や公共施設、商業施設、観光資源のネットワークの強化を図る新たなバスの運行(城下町周辺地区拠点内循環バス)	導入済
<b>事業4 新たなモビリティサービスの調査・研究</b>			
超小型モビリティや自動運転、グリーンスローモビリティ、MaaSの導入調査	市、交通事業者	新たなモビリティサービスの導入についての調査、検討(超小型モビリティ、自動運転、グリーンスローモビリティ、MaaSなど)	検討中



## 2 現行計画の内容・目標の達成状況について

### (3) 事業実施状況(目標2達成のための事業)

事業内容	実施主体	取組概要	進捗状況 2023(R5)1月
<b>事業5 公共交通の利用促進の実施</b>			
①モビリティマネジメントの実施	市、交通事業者、市民	公共交通を使ったことがない人や興味がない人に対し、公共交通をより身近に感じてもらうための事業の実施(バスペイントなど)	随時実施
②運行に関する情報提供の充実	市、交通事業者	バス路線や行先などの周知 (コミュニティバス通信の発行、バスマップの作成など)	実施中
		運行情報に関する情報提供システムの調査・導入の検討	検討中
③コミュニティバスの割引運賃・ダイヤ・バス停留所の見直し等の検討	市、交通事業者、市民	より多くの方に利用してもらうためのコミュニティバスの運賃割引 (運転免許自主返納割引バス・後期高齢者割引バスの発行、チーパス割引など)	実施中
		乗り継ぎに配慮した運賃設定やダイヤ、バス停留所の見直しの検討	一部実施
④タクシーの利用促進	市、交通事業者、市民	利用促進策の検討(ITを活用した新たな運賃・料金サービスなど)	検討中
<b>事業6 公共交通の利用環境の整備</b>			
①各駅自転車駐車場・バス停留所の維持・管理	市、交通事業者、市民	整備済みの各駅自転車駐車場やバス停留所の適正な維持・管理 (バス停留所の標識の修繕など)	実施中
②待合環境の整備	市、交通事業者、市民、周辺施設	交通結節点での上屋やベンチの整備、民間事業者と連携した待合環境の整備(京成佐倉駅北口バス停、宮小路町バス停)	整備実施
		利用しやすい駅前広場の研究	研究中
③公共交通機関のバリアフリー化等の支援	市、交通事業者	交通事業者のバリアフリーの促進やICカードの導入への支援 (京成佐倉駅北口エレベータへの誘導表示設置)	必要に応じて実施
④交通渋滞解消、舗装補修、歩道整備	市	バスの定時性確保のための道路改良や舗装補修、歩道整備の実施	必要に応じて実施

## 2 現行計画の内容・目標の達成状況について

### (3) 事業実施状況(目標1, 2共通の達成のための事業)

事業内容	実施主体	取組概要	進捗状況 2023(R5)1月
<b>事業7 市民・交通事業者等との連携強化</b>			
①市民・交通事業者等との情報共有	市、交通事業者、市民、移動サービス等を行う団体	交通事業者、移動サービス等を行う団体との情報共有	実施中
		市民アンケートや話し合いの場の創設 (アンケート・住民説明会実施予定)	2023(R5)年度に実施予定
②路線数・利用者数等のモニタリング	市、交通事業者	鉄道やバスの路線数、便数、利用者数、運賃などのモニタリングの実施	定期的に実施
③地域公共交通会議の開催	市、交通事業者、市民、関係行政機関、学識経験者等	コミュニティバスの運行その他公共交通網の維持・充実に必要な事項について協議 令和2年度:コミバス飯重・寺崎ルート of 運行、コミバス割引制度について 令和3年度:南部地域ルート 千城台駅バス停の移設について(書面開催)	必要に応じて実施
		地域公共交通計画の策定に係る調査、協議(予定)	2023(R5),2024(R6)年度に実施予定
④緊急時における情報共有	市、交通事業者	災害発生時等の緊急時に情報共有を実施し、可能な限り運行確保	必要に応じて実施
		歴史民俗博物館と連携した水災害時等の車両避難マニュアル作成、避難訓練の実施	作成済

### 3 計画見直しの方針について

#### (1) 現行計画と新計画の違い

	現行計画 (地域公共交通網形成計画)	新計画 (地域公共交通計画)
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実(主に路線の再編や新規整備)を対象とする</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的にとらえ改善や充実に取り組む</li><li>・地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる</li></ul>
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体による作成が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体による作成を法的に努力義務化</li><li>・基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む</li></ul>
実効性担保	<ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限り具体的な数値指標を明示</li><li>・原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化</li><li>・定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化</li></ul>

地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(入門編) 抜粋

# 3 計画見直しの方針について

## (2) 新計画の法定の記載事項

### 【記載事項】(法 § 5②)

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標(目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、**収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額**、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする(法 § 5④、施行規則10の2))
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体(本事業において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能(法 § 5⑤))
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 【記載に努める事項】(法 § 5③)

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

# 3 計画見直しの方針について

## (3) 主な見直しのポイント

### ① 利用したくなる環境の創出

限られた輸送資源で利用ニーズに即した効率的な運行を確保するため、コロナ禍で利用者数が激減した状況も考慮しつつ、「なぜ利用されていないのか」「どうすればもっと利用してもらえるか」についての仮説を立て、その仮説を検証するために必要な調査を行うとともに、得られたデータを基に仮説を検証していく必要があります。

### ② 目標設定

現行計画の目標：路線数、利用者数、利用者満足度



財政的な観点からの目標がありません。持続可能な地域公共交通の形成のためには、収支や地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額などについて、新たに定量的な目標を設定する必要があります。

### 3 計画見直しの方針について

#### (4) 財政負担状況

##### ① コミュニティバス運行事業

公共交通空白地域対策として、5つの地域でコミュニティバスを運行しています。

路線名	運行エリア	運行本数 (1日当たり)	年間利用 者数(人)	市負担額 (千円)	収支率 (%)	利用者一人当たり 行政負担額(円)
内郷ルート	佐倉地区	平日 19便 土休日 21便	33,227	14,241	27.2	429
志津北側ルート	志津地区	18便	26,852	11,786	24.9	439
畔田・下志津ルート	臼井・千代 田・志津地区	16便	20,939	16,600	15.3	793
南部地域ルート	和田・弥富・ 根郷地区	36便	11,265	37,331	4.9	3,314
飯重・寺崎ルート ※令和3年7月1日から運行開始	臼井・千代 田・根郷地区	18便	8,783	11,081	10.1	1,262

令和3年度実績

### 3 計画見直しの方針について

#### (4) 財政負担状況

##### ② 公共交通生活路線維持事業

南部地域の赤字路線について、運行経費の赤字額の3分の2を補助しています。

路線名	補助対象区間	運行本数 (1日当たり)	年間利用 者数(人)	補助額 (千円)	収支率 (%)	利用者 一人当たり 行政負担額 (円)
神門線	神門－西御門	4便(2往復)	一部区間を対 象としており、 算出不可	3,907	11.4	—
	神門－馬渡坂上	8便(4往復)				
	公団中央－和田	1便(0.5往復)				
高崎線	JR佐倉駅－弥富公民館	9便(4.5往復)	2,664	9,203	7.4	3,455

令和3年度実績

### 3 計画見直しの方針について

#### (5) 現時点での仮説(利用したくなる環境の創出)

##### ①なぜ利用されていないのか

- 本数が少ない
- 行きたいところに行けない
- 自宅の近くを走っていない
- 待合環境が悪い
- 運賃が高い(バス・タクシー共通)
- 乗り換えが大変
- バスの行き先がわからない
- バスの運行状況がわからない

この傾向は南部地域で顕著  
(資料6 コミュニティバス時刻表 参照)

##### ②どうすればもっと利用してもらえるか

- ダイヤの見直し
- 運行経路の見直し
- 乗継割引・定額割引などの導入
- モビリティマネジメントの実施
- 新技術・新たなモビリティサービスの活用

##### ③有効と思われる事業

- コミュニティバスと路線バスの再編によるアクセス向上(南部地域)
- 乗継割引・定額割引などの導入(南部地域・飯重寺崎ルートなど)

計画上に事業を明記して  
国の補助制度を活用



### 3 計画見直しの方針について

#### (6) 目標設定の試算(コミュニティバスの収支率)

75歳以上の方は100円での利用のため、高齢化率が高い地域はより多くの意識変革が必要

路線	便/日	定員	収支率		平均乗客数/便 (※)		増加目標 (1日の往復利用者数)	沿線地域の意識変革 (増加目標/バス停半径300mまでの人口)
			R3実績	目標	R3実績	目標		
内郷	19	35	27.2%	30.0%	3.8	4.2	4人増	2,277人に1人が毎日の移動をコミバス利用に転換
志津北側	18	28	24.9%	30.0%	3.0	3.6	5人増	6,273人に1人が毎日の移動をコミバス利用に転換
畔田・下志津	16	35	15.3%	20.0%	2.6	3.4	6人増	3,979人に1人が毎日の移動をコミバス利用に転換
飯重・寺崎	18	12	10.1%	15.0%	1.3	1.9	6人増	3,326人に1人が毎日の移動をコミバス利用に転換
南部地域	36	8	4.9%	10.0%	0.7	1.5	14人増	630人に1人が毎日の移動をコミバス利用に転換

南部地域の目標を達成するためには、ダイヤやルートなどの大幅な見直しが必要

※200円負担の乗客数+100円負担の乗客数÷2で算定

## 4 基礎調査・アンケートについて

### (1) アンケート調査

- 市民の日常の移動実体・公共交通利用状況、公共交通の満足度・意向、市による財政支出への意向などについて調査します。

#### ① 市民アンケート調査

- 対象者: 3,000人  
(回収率40%、1,200票回収想定)

#### ② バス利用者アンケート調査

- 対象路線: 路線バス・コミュニティバス
- 調査日数: 平日・休日 各1日
- 配付数: 3,000票(平日2,000票、休日1,000票)
- (回収率30%で900票回収を想定)

- インターネットアンケートにより、来訪時の移動実体、公共交通利用状況・満足度などについて調査します。

#### ③ 市外からの来訪者へのアンケート

- 対象者: 首都圏(1都3県)在住者で、過去1年間に佐倉市に来訪した人
- 回収数: 300票

## 4 基礎調査・アンケートについて

### (2) ワークショップの開催

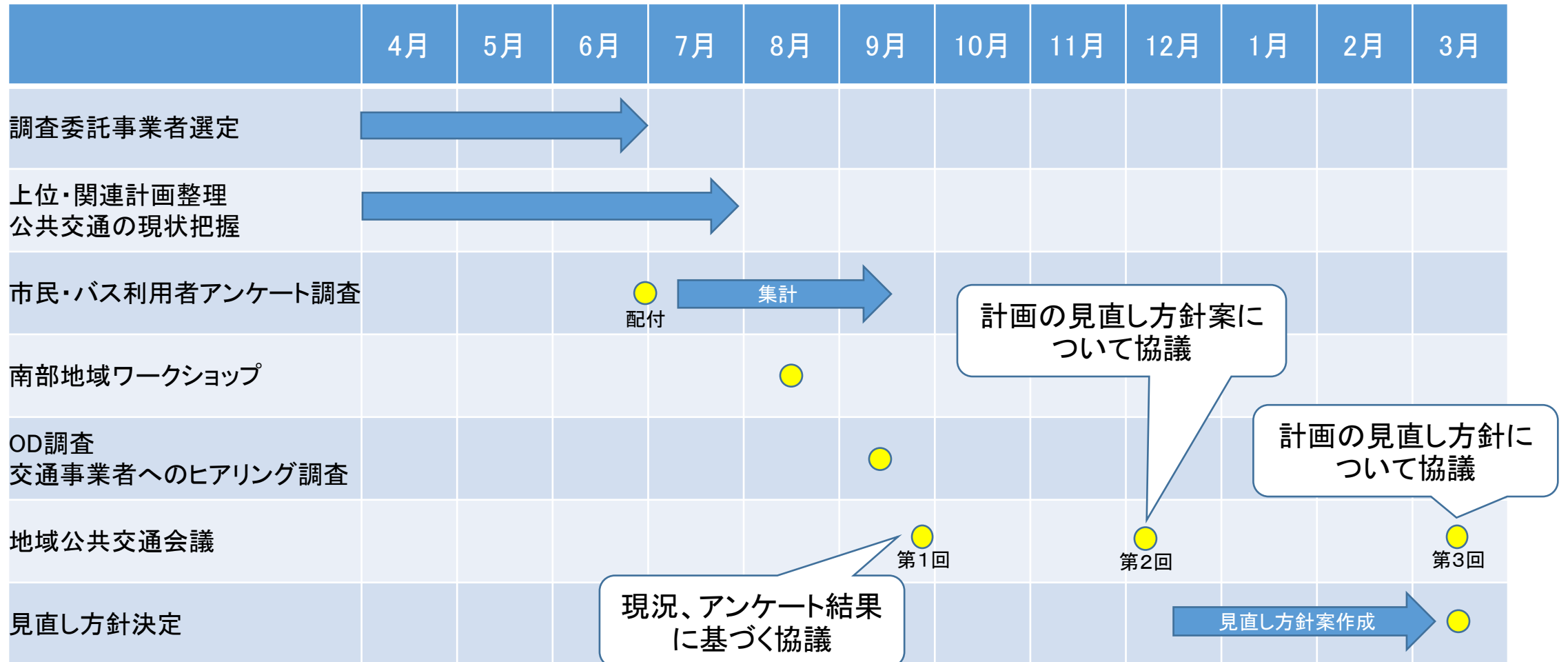
- 南部地域の公共交通の現状、利用状況、意見・要望について市民の声を把握するためにワークショップを開催します。

### (3) 交通事業者へのヒアリング調査

- 主にバス事業者に対しヒアリングを行い、利用実態、利用促進策、今後の予定(路線維持、路線新設等)、利用者から寄せられる意見・要望、事業者から佐倉市への要望などについて把握します。

令和5年度に佐倉市の公共交通の現状から見た課題、市民・利用者のニーズから見た課題を整理して見直し方針を決定します。

# 5 令和5年度のスケジュールについて



## 6 交通会議の組織の見直しについて

### (1) 現在の組織

- 道路運送法、活性化再生法に基づき、佐倉市地域公共交通会議設置要綱で設置に必要な事項を規定

### (2) 条例設置の附属機関として再編

- 活性化再生法に基づく協議会として、地域公共交通計画の策定や地域公共交通計画に基づく国の補助制度に係る事業について協議するため、設置根拠を条例にします。
- 組織再編による委員構成・報酬等の額の変更はありません。

条例で附属機関として位置付けることにより、国の補助制度を活用して円滑に事業を行うことができるようになります。(2月議会に上程予定)